

江戸時代の徒罪ずざい

徒罪とは、元は律令法の一つで、犯罪者を獄に拘禁して強制的に労役に服させる、今日の懲役刑と似た刑罰です。江戸時代の中心的な刑罰は追放刑（一定の場所に居住することを禁じる刑）でしたが、追放された犯罪者が無宿（浮浪人）となり、生活に困って再び罪を犯すという弊害がありました。この解決策として江戸中後期に成立

したのが江戸時代の徒罪です。福岡藩では、天明期（1781～1788年）から採用が検討され始め、安政2（1855）年に徒罪方の仕法が定められました。犯罪の教化、改善を意図する徒罪が採用されたことは、江戸時代の刑罰制度における画期と評価されています。

では、この徒罪の一例を太宰府に残された史料から見てみましょう。安政5（1858）年9月に宰府村に住む清兵衛が以下のような願いを役所に申し出ました。

私の息子仁三郎は当年33歳になりませんが、人品優れず、博奕と大酒を好み、時には酒乱になることもありました。意見しましたが素行の悪さは直らず、蔵へ召籠（身柄を監禁すること）にしていたところ、夜逃げして行方知れずになってしまいました。しかし、当



年2月の天満宮御祭礼の時に村へ帰ってきて、そこで人々と言い争いになり相手を傷つけてしまいました。不法の行いをしたとはいえ、実の息子なので見放すことはできず、村の組合に頼んで解決してもらいましたが、仁三郎はまたすぐに姿を消してしまつたのです。致し方なくうち過ぎしておりましたところ、8月の御祭礼の時に再び村へ帰ってきました。このままでは、また人様に迷惑をかけることになるので、恐れ多きことではありますが、息子を徒罪にしていただけではないでしょうか。そうすれば、人品も良くなり農業に励むようになるのではないかと考えております。この段、お聞き届け下されますよう、ひとえにお願い申し上げます。（「雑記」

『太宰府市史近世資料編』

放蕩息子を改善させるために父親みずから徒罪を申し出るといふ、興味深い内容です。この願いは聞き入れられ、仁三郎は一年間の徒罪となりましたが、その後の詳細は不明です。徒罪によつて本当に人心を改めることができたのでしょうか。罪を犯した人の更生を期待し再犯を防ごうとする考え方は、子を思う親心とも重なります。

太宰府市公文書館 太田黒 真美